

海上自衛隊訓令第26号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の編制に関する訓令を次のように定める。

令和2年9月30日

防衛大臣 岸 信 夫

水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊は、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 水陸両用戦及び機雷戦に必要な資料の収集、処理及び配布に関すること。
- (2) 水陸両用戦及び機雷戦における部隊の運用に関する評価及び提言に関すること。
- (3) 水陸両用戦術及び機雷戦術の開発及び改善に関すること。
- (4) 水陸両用戦及び機雷戦に関する装備品の分析及び用法に関する指導に関すること。
- (5) 水路調査の技術指導に関すること。
- (6) 水陸両用戦に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（次号に掲げるものを除く。第11条において「教育訓練」という。）に関すること。
- (7) エアクッション艇の乗員に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。
- (8) 護衛艦（FFMに限る。以下同じ。）の乗員に対する講習（以下「講習」という。）に関すること。
- (9) 護衛艦（水陸両用戦及び機雷戦に係る戦術に関するものに限る。）、機雷艦艇及び輸送艦艇（輸送艇を除き、水陸両用戦及び機雷戦に係る戦術に関するものに限る。）の乗員に対する配置についての訓練の指導、掃海隊群の行う訓練に対する指導並びに掃海隊群及び地方隊の編成に加わる掃海隊の行う訓練に対する協力（以下「海上訓練指導」という。）に関すること。
- (10) 第2号から前号までに掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

（編制）

第2条 水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊は、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊本部（以下「本部」という。）及び水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊（以下「分遣隊」という。）をもって編成する。

（司令及び副長）

第3条 水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の長は、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、掃海隊群司令の指揮監督を受け、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の隊務を統括する。

4 水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（本部）

第4条 本部に、総務科及び次の2部を置く。

戦術支援部

教育訓練部

（総務科）

第5条 総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事及び福利厚生に関すること。

(3) 秘密の保全に関すること。

(4) 会計及び物品の取扱いに関すること。

(5) 施設の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（戦術支援部）

第6条 戦術支援部に、次の3科を置く。

水陸両用戦支援科

機雷戦支援科

戦術海洋データ処理科

（水陸両用戦支援科）

第7条 水陸両用戦支援科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水陸両用戦に必要な資料の収集、分析、評価、作成、整理、保管及び配布に関すること（戦術海洋データ処理科の所掌に属するものを除く。）。

(2) 水陸両用戦における部隊の運用に関する計画の評価に関すること。

(3) 水陸両用戦に関する部隊の能力評価に関すること。

(4) 水陸両用戦における部隊の運用の改善に資するための提言に関すること。

(5) 水陸両用戦術の開発及び改善に関すること。

(6) 水陸両用戦に関する装備品の分析及び用法に関する指導に関すること。

(7) 前3号に掲げる事務に関する調査及び研究に関すること。

(機雷戦支援科)

第8条 機雷戦支援科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機雷戦に必要な資料の収集、分析、評価、作成、整理、保管及び配布に関すること（戦術海洋データ処理科の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 機雷戦における部隊の運用に関する計画の評価に関すること。
- (3) 機雷戦に関する部隊の能力評価に関すること。
- (4) 機雷戦における部隊の運用の改善に資するための提言に関すること。
- (5) 機雷戦術の開発及び改善に関すること。
- (6) 機雷戦に関する装備品の分析及び用法に関する指導に関すること。
- (7) 前3号に掲げる事務に関する調査及び研究に関すること。

(戦術海洋データ処理科)

第9条 戦術海洋データ処理科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水陸両用戦に必要な海洋資料の作成、整理、保管及び配布に関すること。
- (2) 水路調査資料の作成、整理、保管及び配布に関すること。
- (3) 水路調査に関する技術指導並びにこれに必要な調査及び研究に関すること。

(教育訓練部)

第10条 教育訓練部に、次の2科を置く。

教育科

訓練科

(教育科)

第11条 教育科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練及び講習の実施計画に関すること。
- (2) 教育訓練及び講習の実施に関する部外との連絡調整に関すること。
- (3) 教育訓練及び講習の実施に関すること。
- (4) 教育訓練に関する記録統計の整理に関すること。
- (5) 教育訓練の審査に関すること。
- (6) 教育訓練及び講習に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保管に関すること。
- (7) 教育科の使用する教材の整備に関すること。
- (8) 教育訓練及び講習に必要な実習器材の維持管理に関すること。
- (9) 教材物品の取扱いに関すること。
- (10) 教育訓練及び講習に必要な調査及び研究に関すること。

(訓練科)

第12条 訓練科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海上訓練指導の実施計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 海上訓練指導に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保管に関するこ

と。

(3) 海上訓練指導に必要な調査及び研究に関すること。

(分遣隊)

第13条 分遣隊は、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

(1) エアクッション艇の乗員に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（次条第3項において「教育訓練」という。）に関すること。

(2) 海上訓練指導の実施に関すること。

(3) 前2号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

2 分遣隊の長は、分遣隊長（以下「隊長」という。）とする。

3 隊長は、2等海佐をもって充てる。

4 隊長は、司令の指揮監督を受け、分遣隊の隊務を統括する。

(分遣隊の編制)

第14条 分遣隊に、次の3科を置く。

総務科

エアクッション艇教育科

訓練科

2 総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事及び福利厚生に関すること。

(3) 秘密の保全に関すること。

(4) 会計及び物品の取扱いに関すること。

(5) 施設の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、分遣隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

3 エアクッション艇教育科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 教育訓練の実施計画に関すること。

(2) 教育訓練の実施に関する部外との連絡調整に関すること。

(3) 教育訓練の実施に関すること。

(4) 教育訓練に関する記録統計の整理に関すること。

(5) 教育訓練の審査に関すること。

(6) 教育訓練に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保管に関すること。

(7) エアクッション艇教育科の使用する教材の整備に関すること。

(8) 教育訓練に必要な実習器材の維持管理に関すること。

(9) 教材物品の取扱いに関すること。

(10) 教育訓練に必要な調査及び研究に関すること。

4 訓練科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海上訓練指導の実施に関する事。
- (2) 海上訓練指導に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保管に関する事。
- (3) 海上訓練指導に必要な調査及び研究に関する事。
(科長及び部長)

第15条 科に科長を、部に部長を置く。

- 2 科長及び部長は、司令（分遣隊の科長にあつては、隊長）の命を受け、科務又は部務を掌理する。

(委任規定)

第16条 この訓令に定めるもののほか、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 掃海業務支援隊の編制に関する訓令（平成12年海上自衛隊訓令第3号）は、廃止する。